

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 238 ウェブ開示の対象拡大措置延長に関する

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」の公表について

2021年10月12日に、法務省は「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案（以下、「本省令案」という。）」を公表しました。本省令案は、新型コロナウイルス感染症の影響により決算・監査業務に遅延が生じるおそれがあることに対応して、ウェブ開示の対象拡大措置を2023年2月28日まで延長するものです。

<改正の趣旨>

本省令案は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業報告に表示すべき事項の一部並びに貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項を、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象とするため、会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行うものです。

2021年1月に特例措置として時限的にウェブ開示の対象事項の範囲が拡大されていました。本措置は2021年9月末に失効していることから、本省令案はこのウェブ開示の拡大措置を延長するものです。

<改正の内容>

事業報告に表示すべき事項の一部並びに貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項をインターネット上のウェブサイトに掲載し、そのウェブサイトのURL等を株主に通知すれば、当該事項にかかる情報が株主に提供されたものとみなすものとしています。

また、この場合には、取締役は株主の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならないものとする規定も新設されます（会社法施行規則第133条の2、会社計算規則第133条の2）。

<施行期日と失効>

公布の日から施行予定であり、本省令案により改正される会社法施行規則及び会社計算規則の規定は、2023年2月28日限り、その効力を失うものとされています。

ただし、同日前に召集の手続が開始された定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供については、なおその効力を有するものとされています。